

【町制度】 不妊治療等給付事業 ・ 【府制度】 特定不妊治療費助成事業 (表②)

項目	内容	
対象者	【町制度】 与謝野町内に在住し、京都府内に1年以上居住する戸籍上の夫婦（事実婚を含む）。男女とも対象。子どもの有無は問わない。	【府制度】 治療開始時から申請時まで夫婦のいずれかが京都府内に居住している戸籍上の夫婦（事実婚を含む）。また、治療期間初日における妻の年齢が42歳以下であること。
対象治療	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 体外受精（培養器内で受精後体内に戻す方法）</li> <li>■ 顕微授精（顕微鏡下で受精後、体内に戻す方法）</li> <li>■ 男性不妊〔精巣精子採取法（TESE）など〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ これらに付随する検査を含む</li> <li>※ 卵子採取以前に中止した場合を除く</li> </ul>
給付内容	【町制度】 自己負担額の2分の1 ※ 年間上限額6万円 ※ 保険適用の治療	【府制度】 上限額は1回の治療につき治療内容により15万円または7万5,000円まで 男性不妊は1回につき20万円まで
助成回数	1子につき通算10回まで 【40歳未満】6回目までは町制度、7から10回目までは府制度 【40歳以上43歳未満】3回目までは町制度、4から10回目までは府制度	
医療機関	指定医療機関に限る（京都府外の医療機関を含む） ※ 指定医療機関は厚生労働省ホームページ（ <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html</a> ）でご確認ください。	
申請先	子育て応援課	京都府丹後保健所（☎0772-62-0361）、または子育て応援課

【町制度・府制度】 特定不妊治療等交通費助成制度

特定不妊治療等を受けた方の経済的負担を軽減するため、通院にかかる交通費の一部を助成します。特定不妊治療助成金申請に併せて申請ください。なお、助成には町と府の2種類の制度があり、重複して申請できません。また、申請用紙は子育て応援課にあります。

助成対象となる交通費

- 保険適用の体外受精・顕微授精・男性不妊治療
- 不妊治療等給付事業助成費補助金交付要綱で定める先進医療
- 治療費に係る「京都府特定不妊治療費助成金」の交付決定を受けた体外受精顕微授精・男性不妊治療

町制度の助成額等

- 1度の特定不妊治療等助成金申請につき、通院1回に対し5,000円を上限5回分まで助成
  - ※ 上限額2万5,000円（通院1回5,000円×5回分）
  - ※ 交通手段は問いません。ただし、連日の通院のために病院の近くで宿泊した場合は、その日数分の通院回数を調整し、実際に自宅から医療機関まで往復した回数で助成対象額を算出します。
  - ※ 1年度につき1人2度まで申請できます。治療が翌年度に繰り越す場合は、特定不妊治療助成金申請の申請日をもって、助成対象の年度を決定します。

府制度の助成額等

- 1回の治療にかかった通院交通費から1万円を控除した額の2分の1以内の額。詳細は府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/kosodate/huninkotsu202010.html>）をご覧ください。



▼不妊治療等助成制度のお知らせ  
赤ちゃんが欲しい。  
2人で歩むその願いを  
応援します。

与謝野町と京都府では、不妊治療に要する費用の一部を助成する制度を設け、赤ちゃんを望む2人を応援しています。

令和4年4月から特定不妊治療が保険適用となりました。不妊治療を検討中の方、また、治療を受けられた方は子育て応援課（加悦庁舎）までご相談ください。助成に関する申請用紙は子育て応援課に準備しています。なお、保健師が不在の場合がありますので、事前にご連絡をお願いします。

☎ 子育て応援課  
43・9024

【町制度】 不妊治療等給付事業 (表①)

特定不妊治療（体外受精、顕微授精）、男性不妊治療については、町制度と府制度が利用できますので、次ページの「表②」を参照してください。

項目	内容
対象者	与謝野町内に在住し、京都府内に1年以上居住する戸籍上の夫婦（事実婚を含む）。男女とも対象。子どもの有無は問わない。
対象治療	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 医療保険が適用される不妊治療                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排卵誘発剤等薬物治療、卵管通気法、人工授精等、一般不妊治療</li> <li>・ 体外受精、顕微授精、男性不妊治療</li> </ul> </li> <li>■ 医療保険が適用される不育症治療（原因を特定するための検査費用含む）</li> <li>■ 先進医療（保険適用外）</li> </ul>
給付内容	医療保険の自己負担額の2分の1以内 【不妊治療】年度上限額6万円（治療行為の中に先進医療を含む場合は10万円） 【不育治療】年度上限額10万円（1回妊娠につき）
申請手続き	診療日の翌日から起算して1年以内に、子育て応援課へ。

不妊に関することで悩んだり、迷ったり、心が傷ついたときの相談窓口があります。専任の助産師による相談で、費用は無料です。お気軽にご相談ください（プライバシーは守られます）。

- 妊娠出産・不妊ほっとコール ☎ 075-692-3449（祝日および年末年始を除く）  
〔きょうと子育てピアサポートセンター（京都テルサ東館2階）内〕  
【電話相談】月～金曜日（午前9時15分～午後1時15分、午後2時～4時）  
【面接相談】事前予約制

